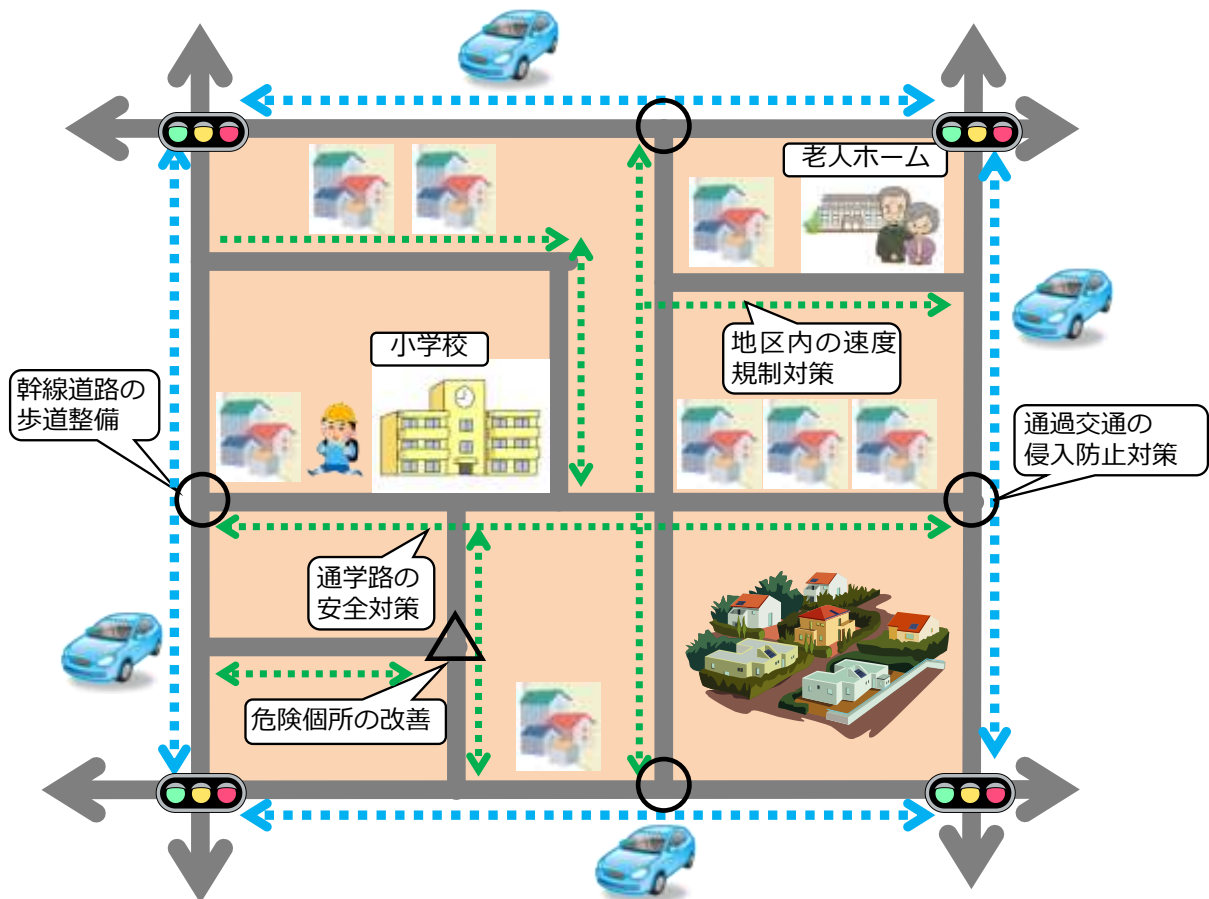


## 基本目標 4 災害に強く、安全に暮らせる交通環境の創出

### <施策展開の考え方>

- 災害に強いまちを支える交通環境の充実
- 安心して暮らせる身近な生活圏に向けた、生活道路の安全性と利便性の向上
- 誰もが移動しやすい交通環境の創出に向けた、交通のユニバーサルデザイン化の推進
- 更新時期を迎える道路や橋梁の効率的な維持管理
- 多様な主体の参画による、交通安全対策の推進



## ○災害に強いまちを支える交通環境の充実

### 取り組み方針

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や災害が発生したときの対応などを定めた「八王子市地域防災計画」を策定しています。具体的には、大規模災害時における「広域的救援物資配送拠点」としては、甲の原体育館、あったかホール（高度処理施設用地含む）、片倉つどいの森公園、南大沢文化会館、総合体育館をそれぞれ指定・整備しています。また、道路や交通については、緊急輸送道路の指定・整備を進めるとともに、広域的救援物資配送拠点、災害拠点病院間（東京医科大学八王子医療センター、東海大学医学部附属八王子病院）との交通アクセスを確保し、災害時の救援・支援活動や復興支援を実施する交通・物流ネットワークの機能強化を進めます。

さらに、都市計画マスタープランでは、「大規模災害時の活動を支援する拠点」として、圏央道八王子西 IC 周辺、中央道八王子 IC 北地区、八王子医療刑務所移転後用地、多摩ニュータウン鎌水周辺の 4 か所が位置づけられており、市域を超えた広域的な機能強化を図っています。

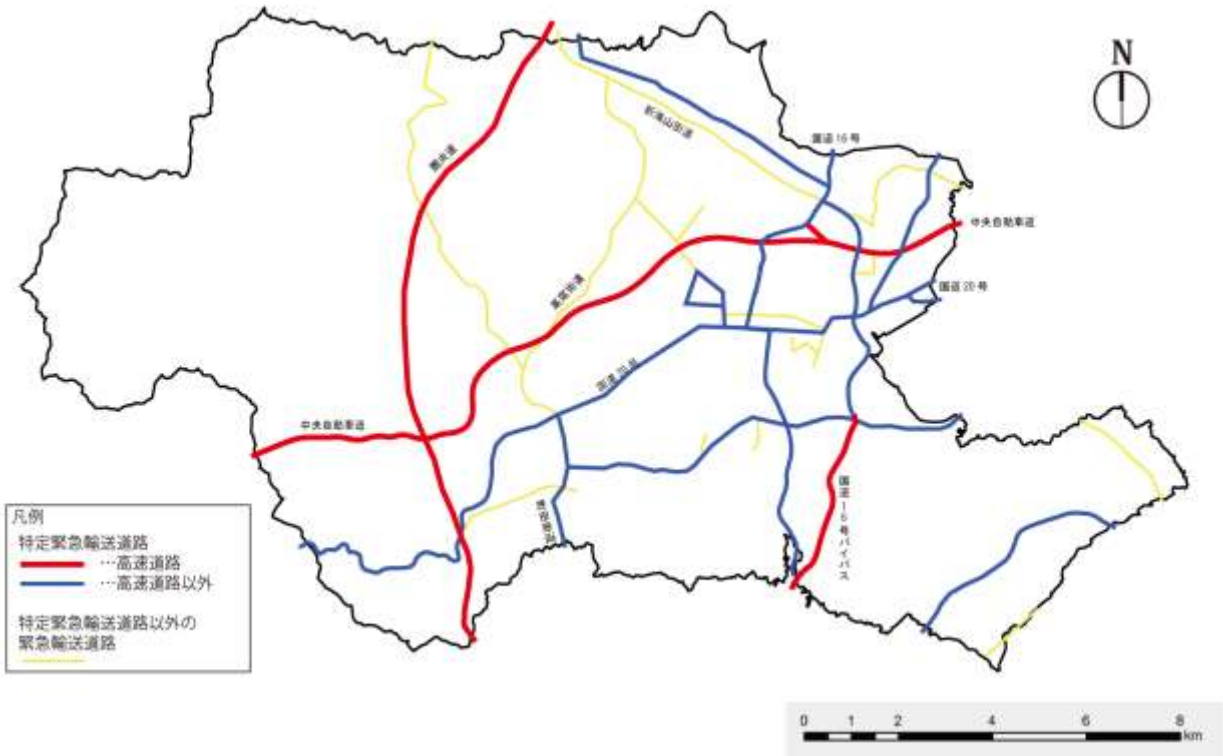
そのため、災害時にこれらの拠点の機能を活かせるよう、北西部幹線道路をはじめ、国道 20 号八王子南バイパスの整備、圏央道八王子西 IC 周辺地区の整備を促進します。

### 取り組むべき施策

○災害時にも機能する道路網等の形成			
施策 NO	施策名	概要（内容）	実施時期
74	緊急輸送道路の指定・整備の促進	東京都が指定している、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うための「緊急交通路及び緊急輸送ネットワーク」について、市では都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた「緊急輸送道路」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修・障害物除去を行うこととしています。 市で指定した路線のうち、市道の整備を進めるとともに、都道は、都指定に準ずる整備を行うよう、関係機関へ働きかけます。	継続
75	緊急輸送道路沿道の耐震化の促進	災害時に緊急物資の輸送や被災者の救護活動に必要なとなる、緊急輸送道路（特定・一般）を指定し、その沿道については、被災後も道路の機能が発揮されるよう、耐震改修促進法に基づく、耐震化を促進します。	継続
76	避難道路・緊急輸送道路の緑化の推進	避難道路・緊急輸送道路に位置付けられている主要道路において、容易に燃える種類の樹木を選定しないように努め、必要に応じ延燃効果を持つ樹木による緑化を進めます。	継続

○災害時の滞留者対策の推進

施策 NO	施策名	概要（内容）	実施時期
77	駅周辺の滞留者対策の推進	災害時に滞留者の安全確保を図るため、一時滞在施設の確保、駅周辺滞留者対策の強化を総合的に進めます。 ・帰宅困難者のための一時滞在施設の確保 ・駅周辺滞留者対策の強化 （駅等の混乱防止対策、帰宅困難者対策条例の周知徹底、滞留者への情報提供体制の整備）	継続



写真提供 陸上自衛隊



写真提供 財団法人消防科学総合センター



駅前滞留者対策訓練の様子  
 (JR 八王子駅)

出典：東京都防災ホームページ

## ○生活道路の安全性・利便性の向上

### 取り組み方針

生活道路とは、幹線道路や補助幹線道路に囲まれた居住環境地区において、地区交通の処理、街区形成、沿道へのアクセス確保、良好な生活環境形成のための空間確保等の機能を持つ道路です。

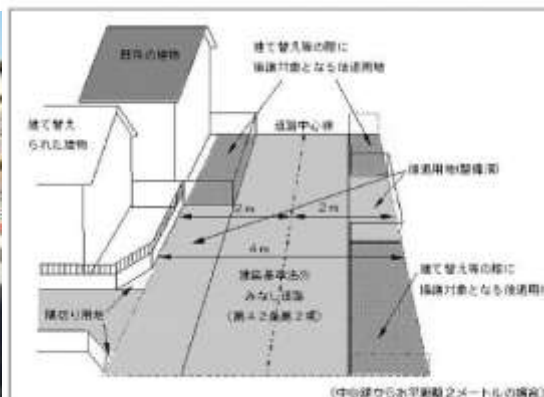
そのため、歩行者、自転車及び車の円滑な通行や防災面で支障をきたしている狭い市道の拡幅整備や、交差点改良、市内に存在する幅員が4mに満たない（いわゆる「みなし道路」）の整備を進めるとともに、道路アドプト制度を活用し、地域の住民の皆さんのご協力のもと、適正な維持管理を進めます。

また、通学路、スクールゾーンなど学校周辺の交通安全の確保については、他市で発生した登下校中の児童生徒の事故をふまえて平成24年度に実施された、文部科学省、国土交通省、警察庁の緊急合同点検の結果に基づき、警察やPTA、地元関係者などと協力しながら、危険個所の改善に努めます。

### 取り組むべき施策

#### ○生活道路の整備・維持管理

施策NO	施策名	概要（内容）	実施時期
78	生活道路の整備推進	生活道路の機能を発揮するため、未整備の生活道路について、拡幅整備や、交差点改良（ガードレール、隅切り、カーブミラー設置などの安全対策）を進めます。	継続
79	みなし道路（2項道路）の整備推進	幅員4m未満の道で、特定行政庁が建築基準法第42条第2項の規定により指定し、道路とみなした（いわゆる「みなし道路」）について、地権者の皆さんと協力しながら整備を進めます。	継続
80	道路アドプト制度の推進	市民の美化意識の向上とコミュニティの活性化を目的に、5人以上で組織する町会・企業・学校などの市民団体が市（道路管理者）と協働して、歩道の清掃や植栽帯の刈り込み・除草を行う道路アドプト制度を進めます。	継続





○通学路を中心とした生活圏の道路の安全対策

施策NO	施策名	概要（内容）	実施時期
81	学校周辺（通学路、スクールゾーンなど）における危険箇所の改善	通学路やスクールゾーンで、学校が危険と判断した個所について、道路管理者、警察署等と協力しながら横断歩道、カーブミラー、歩道、看板設置等の整備を進めます。また必要に応じて学校とともに安全点検やパトロールを実施します。	継続
82	住宅地への通過交通の流入防止策の検討	生活空間でもある住宅地内の道路においても、住民の方々の合意が得られる範囲で、通過交通の流入防止策などの検討を進め、安全に過ごせる住環境づくりを進めます。	継続
83	歩行者の安全性向上に向けた歩道の整備推進	歩行者の安全性向上に向け、道路の歩道整備を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高尾街道（松枝橋～並木橋）</li> <li>・北野街道（長沼町）</li> <li>・幹線1級17号線</li> <li>・万葉けやき通り</li> </ul>	短期 ～ 中期



写真



## ○交通のユニバーサルデザイン化の推進

### 取り組み方針

本市では、平成 12 年に施行された『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』（交通バリアフリー法）の趣旨に基づき、移動円滑化に関する基本的な方針と、JR 八王子駅・京王八王子駅周辺地区の基本構想を策定し、事業を推進してきました。

その後、平成 18 年に道路の移動等円滑化に関する基準「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」が施行され、より総合的・一体的になった法制度のもと「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化を進めています。

また、公共交通事業者等に対しては、旅客施設の新設・大規模な改良及び車両等の新規導入の際に移動等円滑化基準への適合化を支援するとともに、鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入促進（施策 27）等を行っています。

今後も本市では、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、バリアフリー化推進に向け、事業者や関係者と情報交換を行っていくとともに、新たに施設整備を行う際には「東京都福祉のまちづくり条例」や、「八王子市道路の移動等円滑化の基準に関する条例」等に基づき、事業を推進します。

### 取り組むべき施策

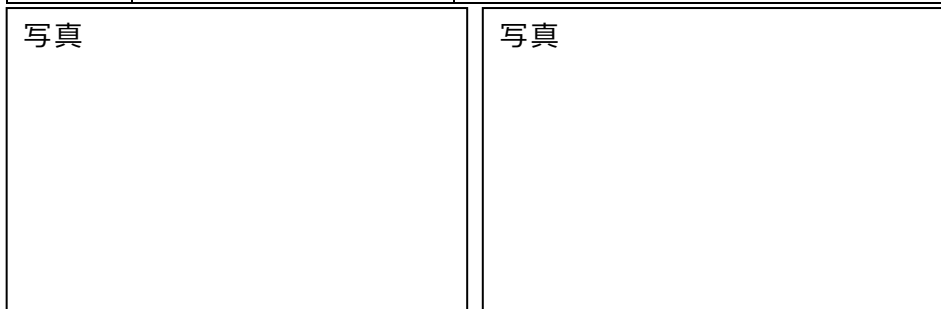
#### ○ユニバーサルデザイン化に向けた鉄道事業者等との連携

施策 NO	施策名	概要（内容）	実施時期
84	駅舎のバリアフリー化の促進	一日平均乗降客数が、5000 人以上の鉄道駅について、駅構内にエレベーターを設置しようとする事業者に対し、財政的な支援が図られるよう、関係機関との調整を進めます。	継続
85	車両のバリアフリー化の促進	市内の運行鉄道の車両のバリアフリー化について、「八王子市交通バリアフリー情報交換会」において、整備状況を確認するとともに事業者に対して、車両のバリアフリー化が促進されるよう関係機関へ働きかけます。	継続



○道路におけるユニバーサルデザイン施策の推進

施策NO	施策名	概要（内容）	実施時期
86	道路のバリアフリー化の促進	今後整備を行う道路については、「東京都福祉のまちづくり条例」や、「八王子市道路の移動等円滑化の基準に関する条例」等に基づく、バリアフリー化に向け、関係機関との調整や、整備を進めます。	継続
87	電線類地中化の促進	歩きやすい歩道空間を確保するため、道路部の地下部分を活用して電線共同溝などを整備し、電線類及び電柱を道路からなくす電線類地中化に向け、関係機関との調整や、整備を進めます。 ・富士見通り 等	継続



○誰でも安心して外出できる環境の整備

施策NO	施策名	概要（内容）	実施時期
88	だれでもトイレの設置推進	高齢者、車いす使用者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる「だれでもトイレ」の設置を進めます。	継続
89	「赤ちゃんふらっと」の設置推進及び支援	子育て世代が赤ちゃんと一緒に気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんふらっと」を公共施設に設置するとともに、商業施設や医療施設、保育園・幼稚園等の子育て支援施設への設置支援を行います。また、設置場所の案内マップやポスター等を活用し、PRを行います。	継続
90	「思いやり駐車スペース」の整備推進及び支援	妊娠中の方、乳児連れの方、高齢の方、病気・ケガをされている方など歩行に制限がある方への思いやりの気持ちのもと、駐車場を優先的に利用してもらう「思いやり駐車スペース」を、公共施設に整備するとともに、商業施設等の大規模な駐車場への設置支援を行います。	継続

**思いやり駐車スペース**



障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢の方など、移動困難な方が優先的に利用できる駐車スペースです。  
ご理解とご協力をお願いします。









## ○更新時期を迎える道路・橋梁の効率的な維持管理

### 取り組み方針

本市の道路や橋梁は、高度経済成長期やニュータウン整備に伴い建設されたものが多いため、今後これらの道路インフラが一斉に老朽化することが予想されます。

これらの道路や橋梁に対して、従前のような管理を続けた場合、更新時期が一時期に集中し、厳しい財政状況の中では継続的な維持管理が困難になるため、安全に利用できる道路・橋梁を確保していくことが課題になっています。

そのため、本市ではアセットマネジメントの考え方にに基づき、道路・橋梁の管理の考え方を従来の「対症療法型」から、計画的に補修工事を実施していく「予防保全型」へと転換していきます。

道路については、今後は、計画的で効率的な修繕を行っていくとともに、橋梁については、「八王子市橋守計画」に基づき、計画的で効率的な維持管理を行います。

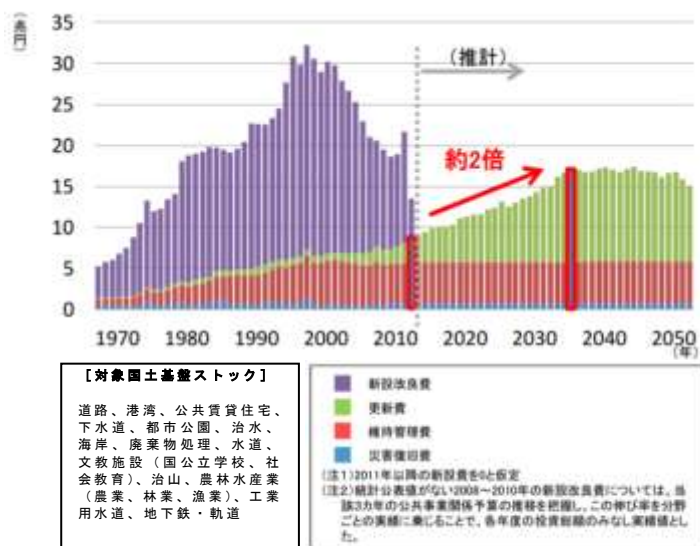
### 取り組むべき施策

#### ○「橋守計画」等に基づく適正な維持管理計画の推進

施策 NO	施策名	概要（内容）	実施時期
91	「八王子市橋守計画」に基づく適正な維持管理計画の推進	「八王子市橋守計画（橋梁長寿命化修繕計画）」に基づき、計画的な修繕を効率的に進めます。	継続
92	主要道路の総点検と老朽化対策の推進	主要な道路の状況（舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性など）の調査を行い、修繕計画を策定するとともに、計画に基づく効率的で、効果的な修繕を進めます。	継続



国土基盤ストックの維持管理・更新費の将来見通し



出典：国土審議会政策部会第3回長期展望委員会  
会議資料（平成23年）



## ○交通安全対策の推進

### 取り組み方針

本市では昭和 58 年に「交通安全都市」を宣言し、人命最優先の理念のもと、交通環境を整えるとともに、市民一人ひとりが、交通安全思想をもち、交通災害のないまちづくりに取り組んでいます。

しかし近年、交通事故発生件数・死傷者数とも徐々に減少しているものの、高齢運転者の増加や、自転車利用者の増加、ライフスタイルの多様化等のほか、社会全般にわたる規範意識の低下や交通マナーの低下が指摘されており、これらが交通事故の背景となっていることがうかがえます。

こうした中、市民を交通事故の脅威から守り、「安全かつ円滑・快適な交通社会の実現」を目指すため、「八王子市交通安全対策協議会」が主体となり、関係行政機関や関係団体の皆様のご協力を頂きながら、市内における交通安全を総合的・計画的に推進する「八王子市交通安全計画」を 5 年ごとに策定しています。

また「八王子ビジョン 2022」で掲げていた、交通事故件数を平成 29 年度までに年間 2,000 件以下とする目標は、平成 25 年には年間 1,890 件となりましたが、引き続き市民、行政、及びその他の関係者が一体となって、より一層の交通事故の減少を目指します。

### 取り組むべき施策

○交通安全計画の推進			
施策 NO	施策名	概要（内容）	実施時期
93	交通安全計画の推進	5 年ごとに策定している「八王子市交通安全計画」に基づき、市民、行政、及びその他の関係者が一体となって、安全対策を進めます。	継続
94	交通安全教室の開催  ※自転車の安全教育については「施策 52」で整理していません。	市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守る社会に向け、幼児から高齢者まで交通安全教室を体系的に開催します。 【幼児】 ・幼稚園、保育園への交通安全教室 ・新入学児童交通安全講話(保護者対象) 【小学生】 ・小学生交通安全絵画コンクール(小3) ・高齢者交通安全レター作戦(送り手) ・交通公園ミニ安全教室 【高齢者】 ・高齢者交通安全レター作戦(受け手) ・いきいきサロン交通安全教室 【一般】 ・夏休み交通安全フェア	継続
95	交通災害共済制度の普及促進(ちよこつと共済)	交通事故に起因する災害時に、割安な掛け金で災害の程度に応じた見舞金が受けられる「ちよこつと共済」制度の普及促進を図ります。	継続